

令和 9 年度

二福のびのびクラブ案内

二福のびのびクラブ

住所 倉敷市福田町古新田310-2

電話 (086)456-6001(固定電話)

070-8684-1969(所長 立垣)

080-6501-4805(所長 角)

FAX (086)456-6003

E-mail 代表 nobinobiclub-m@outlook.com

倉敷市子育て支援課

電話 (086)426-3314

目次

1. はじめに
 - (1) 放課後児童クラブとは
 - (2) NP0 法人くらしき放課後児童クラブ支援センターについて
 - (3) 小学校との違い
 - (4) 保護者会の設置
 - (5) 支援の単位
 - (6) 設立、委託先
2. 入所
 - (1) 入所のための条件
 - (2) 入所のために必要な書類など
 - (3) 入所の取り消し
3. 保育料及び諸経費について
 - (1) 基本保育料と追加保育料
 - (2) 超過保育料
 - (3) 入所時，年度初めの経費
 - (4) その他の経費
 - (5) 保育料及び諸経費の納付について
 - (6) 保育料減免措置について
 - (7) 保育料長期未納について
4. 1日の流れ
 - (1) 平日
 - (2) 1日保育
 - (3) 土曜保育
5. 約束
 - (1) 欠席について
 - (2) 送迎について
 - (3) 駐車場について
 - (4) 保育中のけがや体調不良について
 - (5) 保育中のトラブルについて
 - (6) 持ち物について
6. 年間行事予定（仮）
7. 配布資料

1. はじめに

(1) 放課後児童クラブとは

国が運営指針を示し、市が条例で定めた『放課後児童健全育成事業』を実施します。

放課後児童クラブにおける育成支援は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。(放課後児童クラブ運営指針より抜粋)

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。(倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例より抜粋)

(2) NPO 法人 くらしき放課後児童クラブ支援センターについて

倉敷市では、市の委託を受けるために放課後児童クラブに対し、評議会を有する NPO 法人に運営を委託、または運営委員会を設置することを義務付けております。二福のびのびクラブは、くらしき放課後児童クラブ支援センターに運営を委託しております。

評議委員会は、適正な事業を実施することを目的に組織されており、それぞれ地域・小学校・保護者・支援員等を代表するもので構成されております。学期に1度、定期評議会を招集し、『規約の変更』『予決算』『運営方針』等を協議します。(二福のびのびクラブ評議委員会規約より)

(3) 小学校との違い

放課後児童クラブは厚生労働省が管轄する福祉事業であり、文部科学省が管轄している小学校とは異なります。二福のびのびクラブ(以下「クラブ」といいます)では、第二福田小学校の敷地をお借りして施設を設置し、運営しております。クラブについてのご相談などは直接クラブにお問い合わせください。

(4) 保護者会の設置

国の指針や市の条例により保護者との連絡や連携が定められております。クラブでは保護者会を設置し、円滑な連絡や連携を実施しております。

・放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして協力関係をつくる。

・保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。(放課後児童クラブ運営指針より抜粋)

放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例より抜粋)

(5) 支援の単位

こども集団の規模(支援の単位)は、こどもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々のこどもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。(放課後児童クラブ運営指針より抜粋)

クラブは令和9年度現在9つの支援の単位(組)に分かれています。1クラスの定員は39～45名です。申し込み時に選択した『通常』と『長時間』の保育時間をもとにクラス分けをします。

※令和5年度より小学校の敷地外へ7, 8組を増設しています。小学校の敷地外にあり距離が離れているため、送迎車にて送迎を行っております。

※令和7年度より9組を増設しました。増設時には一時的に地域の集会所を利用しておりましたが、令和8年度5月末に新施設が完成し、同年6月より新施設での保育を行っております。

(6) 設立、委託先

平成7年7月 二福のびのびクラブ 開設

令和3年4月 NPO法人くらしき放課後児童クラブ支援センター 運営委託

2. 入所

(1) 入所のための条件

以下の条件をすべて満たす場合に入所が可能となる。

- ①対象となる児童が第二福田小学校に通っていること。
- ②保護者が就労・介護・病気療養などで、昼間に子育てができない環境にあること。
(それぞれ、証明できる書類の提出が必要です)
- ③入所説明会に出席し、二福のびのびクラブの運営にご理解いただけること。
- ④親子面談に出席し、家庭での子育てとクラブの保育を共有していただけること。
- ⑤クラブから求められる書類等を期限内にすべて提出すること。

※クラブに提出した書類等に変更や修正(コース変更など)がある場合は、速やかにクラブに申告してください。原則として、変更や修正は変更希望月の1か月前までに申請されたものについて、翌月1日より反映されます。

(2) 入所のために必要な書類など

- ①入所申込書 期限：親子面談実施日まで
- ②在職証明書(父親・母親) 期限：親子面談実施日まで
- ③同意書 期限：親子面談実施日まで
- ④預金口座振替払いに関する届出書 **※12月末までに、各ご家庭で直接ゆうちょ銀行の窓口へご提出(お手続き)をお願いします。クラブへの提出はありません。**
- ⑤初回経費(入会金・保険料・初月保育料など) **※4月の保育料とともに自動払込**
- ⑥その他クラブから提出を求められたもの 期限：親子面談実施日まで

※ただし、やむを得ない理由により提出が期限に間に合わない場合は、事情を考慮したうえで、別に期限を設けることがあります。

(3) 入所の取り消し

虚偽の申告や重大な書類不備などがあった場合などは**評議会**で協議し、入所を取り消すことがあります。

3. 保育料及び諸経費について

(1) 基本保育料と追加保育料

①基本保育 就労状況等により下記3つから1つを選びます。

保育 時間	通常		長時間		休所
	平日 1日	放課後～18:00 8:00～18:00	平日 1日	放課後～19:00 8:00～19:00	
1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	9,000円		10,000円		利用不可

※『通常』『長時間』は児童の登所日数にかかわらず、上記の保育料になります。

なお、上記金額は、年間利用料を12か月で割ったものであり、登所がない月も保育料が発生します。

※【休所について】

休所は、保護者の産前・産後休業、育児休業等による休職、求職中、児童の不登校・長期療養、災害その他やむを得ない事情があり所長が認めた場合に一時的に利用を停止します。受験、塾・習い事、旅行等、任意にクラブを利用しない場合は休所の対象となりません。

利用再開日を明確にしたうえで、クラブに在籍します。(要相談)

休所期間中は原則、活動等には参加できません。

※兄弟姉妹が同時に通所している場合は、一番上の兄弟の保育料を500円割引きます。(『通常』『長時間』のみ)

※利用中のコース変更について

現在クラブを利用中の方が、長期休業期間などに合わせてコース(『通常』⇔『長時間』)を変更することは可能です。原則として変更希望月の1か月前までに申告してください。

②土曜保育 ①で『通常』『長時間』を選んだ場合に追加可。

保育時間	9:00～17:00
全学年	1,000円/日

※土曜日保育を申込している方のみ利用可。

(2) 超過保育料 ※(1)で定めた時間以外にも利用できます。

①最長で朝は7:00から、夜は19:30まで保育を行います。

②超過保育を利用する場合は、必ず事前にご連絡ください。

③超過保育は100円/5分となります。

例外1：基本保育の『長時間』では、朝7:30～8:00の超過保育は無料となります。

例外 2：土曜保育の 8:00～9:00，17:00～18:00 の超過保育は無料となります。

- ④超過料金は前月 1 日から月末までを 1 か月分として，当月 15 日に自動払い込みとさせていただきます。（5）をご確認ください。

（3）入所時，年度始めの経費

- ①入所の際には入会金として 5，000 円が必要です。
②年度始めには児童のけがを保障する保険料として 800 円が必要です。
※継続生は保険代のみ徴収いたします。
※入所後、最初の保護者負担金と同時に引き落としいたします。

（4）その他の経費

- ①クラブや保護者会の活動，イベントの際にかかる経費などをその都度、徴収する場合があります。
②児童がのびのびクラブまたは小学校の施設や設備を破損した場合に弁償していただく場合があります。

（5）保育料及び諸経費の納付について

- ①保育料や諸経費は原則としてゆうちょ銀行口座よりの自動払込となります。
②毎月 15 日に，当月の基本保育料・前月分（前月 1 日～前月末）の土曜保育料・超過料金・諸経費などが一括して自動払込となります。
③毎月 15 日の自動払込ができなかった場合は，当月 25 日に 2 回目の自動払込となります。
④2 回目の自動払込ができなかった場合は現金にて，翌月の自動払込日までに現金で納めていただきます。
※自動払込日がゆうちょ銀行の休業日の場合は，翌営業日の自動払込となります。

（6）保育料減免措置について

生活保護，就学援助のどちらかを受けているご家庭について，減免措置を受けられます。
入所・継続申込書に必要な応じて記入してください。

減免世帯保育料

	生活保護世帯	就学援助世帯
通常コース	0 円	4，500 円
長時間コース	0 円	5，500 円

（7）保育料長期未納について

保育料の未納が続いてしまった場合，納入についてご相談ください。
3 か月以上の未納が発生した場合に、個別で面談を行い、それでも未納が続くようでしたら、場合によっては，退所となることもあります。

4. 1日の流れ

(1) 平日 ※超過保育になる場合は事前にご連絡ください。

通常保育		
	小学校	
15:00 ごろ	下校 → 帰所（全学年や学年別など）	
16:00 ごろ	着替え 宿題 室内遊び おやつ	
18:00 ごろまで	外遊び ※季節や天候に応じて時間を変更します。 室内遊び	
18:00～	『通常』閉所 超過保育(有料)	
19:00～		『長時間』閉所 超過保育(有料)
19:30	最終降所	

(2) 1日保育 ※超過保育になる場合は事前にご連絡ください。

通常保育		
7:00～	超過保育(有料)	
7:30～		『長時間』超過保育(無料)
8:00	開所	
午前中	宿題 外遊び	
12:00 ごろ	お昼ごはん	
15:00 ごろ	おやつ	
16:00～	外遊び	
18:00	『通常』閉所	
19:00	超過保育(有料)	『長時間』閉所 超過保育(有料)
19:30	最終降所	

(3) 土曜保育 ※超過保育になる場合は事前にご連絡ください。

通常保育	
7:00～	超過保育(有料)
8:00～	超過保育(無料)
9:00	開所
午前中	宿題 外遊び
12:00 ごろ	お昼ごはん
15:00 ごろ	おやつ
16:00～	外遊び
17:00～	超過保育(無料)
18:00～	超過保育(有料)
19:30	最終降所

※生活の流れはこども、保護者と相談をしながら考えます。

5. 約束

のびのびクラブには1年生から6年生まで、年齢や性別、発達の特性や障がいの有無にかかわらず、多様な子どもたちがみんなで生活します。約束を守ってみんなが気持ちよく生活できるようご協力ください。

(1) 欠席について

- ・欠席する場合は当日の下校1時間前までにクラブにご連絡ください。
 - ・ご連絡の方法は電話、メール、公式LINEアカウントをご利用ください。
 - ・小学校を欠席される場合は、小学校とクラブにそれぞれご連絡ください。
- ※児童を通じてや、ほかの保護者を通じての欠席連絡は受け付けられません。
- ※欠席連絡がなかった場合、保護者に確認の連絡をさせていただきます。
- ・学校で出席停止となる病気になった場合、クラブにも来られません。

(2) 保護者の送迎について

- ・登所や降所の時間は厳守してください。
- ・各クラスの閉所時間を超えてしまう場合は、必ずご連絡ください。
- ・送迎は必ず部屋の入り口まで来てください。いかなる場合でも児童だけで登所・降所することはできません。
- ・送迎は必ず保護者の方、もしくは保護者に相当する方をお願いします。
(保護者に相当する方とは、保護者から申告があり、クラブが認めた方を指します)
- ・開所前の超過保育は7：00からです。また、超過保育の終了時間は19：30です。

(3) 駐車場について

- ・小学校運動場等、小学校の敷地内に駐車することはできません。
 - ・送迎の時間帯に限り『二福のびのびクラブ職員専用駐車場1～3』を開放いたします。
 - ・『二福のびのびクラブ職員専用駐車場1～3』に駐車する際には、必ず専用の証明書を車の外から見える位置においてください。
 - ・『二福のびのびクラブ職員専用駐車場1～3』を利用する際には、必ずエンジンを切ってください。
- ※『二福のびのびクラブ職員専用駐車場1～3』でのマナーが悪い場合、駐車場の利用許可を取り消すとともに、改善が見られない場合は退所していただくこともあります。(専用の証明書の裏面にも約束がかかれておりますので、必ずご確認ください)
- ※『二福のびのびクラブ職員専用駐車場1～3』でのトラブルにつきましては、一切責任を負いかねます。

※民家施設の駐車場は別紙配布いたします。

(4) 保育中のけがや体調不良について

- ・ 児童の体調が悪いと思われる場合には、検温して連絡します。
- ・ 保育中に軽度のケガ（打ち身、すり傷など）をした場合はこちらで応急処置をし、お迎えの際に保護者にその旨をお伝えします。
- ・ 保育中に重度のケガ（大きな切り傷、骨折などが疑われるなど）や、急病になった場合は、原則として保護者にご連絡し、保護者の判断に従うこととなります。保護者の判断により、支援員で病院などに搬送することがありますが、その際は、タクシーを利用します。その際の交通費は、保護者に負担していただきます。
- ・ 保育中のケガで通院した場合は傷害保険の対象となります。必ず診察時の記録などを保管しておいてください。保険の申請の際にご提出いただくことになります。
- ・ 首から上に打撲などを受けた場合には、外傷の有無にかかわらずご連絡します。

(5) 保育中のトラブルについて

- ・ のびのびクラブは学年、性別を超えてみんなで楽しく生活する場を目指しております。大事なルールが守れなかったり、ほかの児童に迷惑をかけたたりした場合はその場で厳しく注意させていただきます。
- ・ 日常的に言い合いやケンカになります。支援員は、最終的にこども同士で解決してほしいという思いを持ちつつ関わっていきます。また、その内容や経緯は必要に応じて保護者の方に報告させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。
- ・ 持ち物がなくなったり、壊れたりすることがあります。高価な物や必要以上の物は持って来ないでください。
- ・ 持ち物の管理もこども自身にしてもらいます。なくさないためにもすべての持ち物に記名をお願いします。また、無記名の落し物は各クラスの落し物ボックスに1か月間はおいてあります。各自でご確認ください。

(6) 持ち物について ※持ち物は各自のロッカーに置きます。

①平日保育

- ・ 着替え用の私服（制服では外遊びができません）
お迎えの際に次の日の私服を持ってきてください。
- ・ ハンカチ、ティッシュ、タオル
- ・ 帽子（無いと外遊びができないことがあります）
- ・ 予備の下着（飲み物をこぼしたり、雨の日に濡れたりすることもあります）
- ・ のり、はさみ、自由帳、色鉛筆、セロハンテープなど
(必要に応じてご準備ください。各自のロッカーに保管します)

②1日保育

- ・ 勉強道具（学校の宿題やご家庭で利用しているドリルなど）

- ・お弁当，水筒（炭酸飲料，カップラーメン，カップスープはご遠慮ください）

③消耗品

- ・消耗品については各家庭にご協力をお願いすることがあります。

タオル，雑巾，箱ティッシュなど

6. 年間行事予定（仮）

※この予定は令和8年10月に作成したものです。予定はあくまでも目安であり，変更する可能性があります。

	のびのびクラブ	小学校	評議会/保護者会
4月	春休み(1日保育) 入所式	始業式 入学式	保護者会総会
5月			第1回評議会
6月			
7月	夏休み(1日保育)	夏季休業	保護者会活動
8月	夏休み(1日保育)	夏季休業	保護者会活動 (夏祭りイベントなど)
9月			
10月	ハロウィン	就学前健診	第2回評議会 次年度受付開始 次年度継続説明会
11月		音楽祭 体育参観日	次年度入所説明会
12月	親子面談 冬休み(1日保育) 大掃除		保護者会活動 (クリスマス会など)
1月	冬休み(1日保育)		
2月	節分		第3回評議会
3月	卒所式 卒所旅行：6年生 春休み(1日保育)	卒業式 修了式	

各クラスでイベント等があります。(川遊び、お泊り会、夕涼み会、昼食作り、キャンプなど)
地域イベントへも積極的に参加しています。